

葛飾区人権基本条例

～ 全ての区民が、人権・平和・多様性を尊重し、
豊かな地域社会の実現を目指して～

葛飾区総務部人権推進課

水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち

 葛飾区



全ての区民が、人権・平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会の実現を目指します

葛飾区人権基本条例

資料1(再掲)

を制定します！



区、区民及び事業者等の責務を規定し、3者がそれぞれの観点から、人権課題に携わることを決めました。



男女平等、子ども、高齢、障害 など12種類の人権課題を条例に規定したほか、社会経済情勢の変化に適応した様々な人権課題に取り組みます。



犯罪被害者等への支援体制を新たに構築するとともに、複合的な人権課題の連絡窓口として各関係機関と連携しながら人権施策に取り組みます。

葛飾区人権基本条例の概要について



葛飾区では、全ての区民が、人権・平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会の実現を目指します。

なぜ条例を制定するの？

本区では、これまで人権施策推進指針を策定するなど、人権尊重の理念に基づき様々な人権施策に取り組んできました。

しかしながら、現在においても、女性や子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見をはじめとした人権課題が依然として存在しています。

また、近年では、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見等、人権課題はより複雑かつ多様化しています。

よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、互いに人権を尊重し合い、偏見や差別なく自分らしく生きることができる社会を実現するために、区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定します。

施策の総合的な推進

・人権施策推進指針(以下「人権指針」という。)に基づく基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進します。

条例の特徴

・人権指針で定める

「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」

「同和問題(部落問題)」「外国人」「疾病」

「性自認・性的指向」「犯罪被害者とその家族」

「就労に関わる人権問題」「インターネットに関わる人権問題」「災害に伴う人権問題」の12種類の人権課題について、差別の禁止事項や区の取組及び基本的施策を条例により規定しました。

・区、区民及び事業者等の責務を規定し、3者がそれぞれの観点から人権課題に携わることを定めました。

(仮称)葛飾区人権基本条例の体系イメージ(案)

【(仮称)葛飾区人権基本条例で規定する範囲】

《条例の構成》

総則

前文・目的

基本理念・定義

基本的事項

役割・責務

禁止事項

配慮

目標を実現するための取組み

基本的施策

推進のための仕組み

被害者支援

教育・啓発・相談体制

調査研究等

目標

区、区民、事業者等の責務を明らかにし、全ての人々が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことで、多様な可能性が開花する地域社会を実現する

【葛飾区基本構想】

人権・平和・多様性の尊重
人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

【葛飾区基本計画】

【葛飾区実施計画】

葛飾区人権施策推進指針

葛飾区男女平等推進条例

葛飾区子どもの権利条例

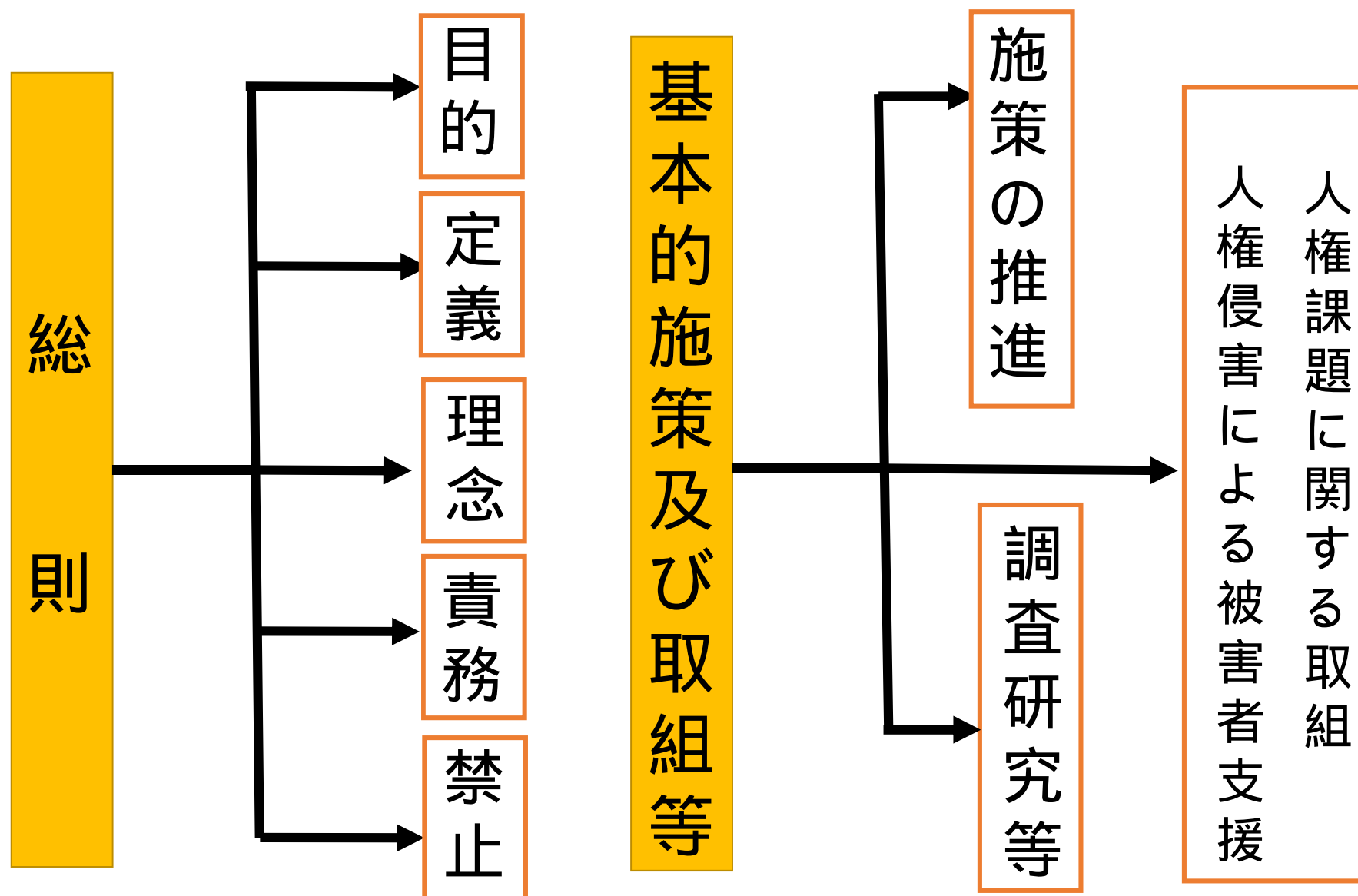
●
●
●

各条例・計画・制度 等

葛飾区人権基本条例の構成について

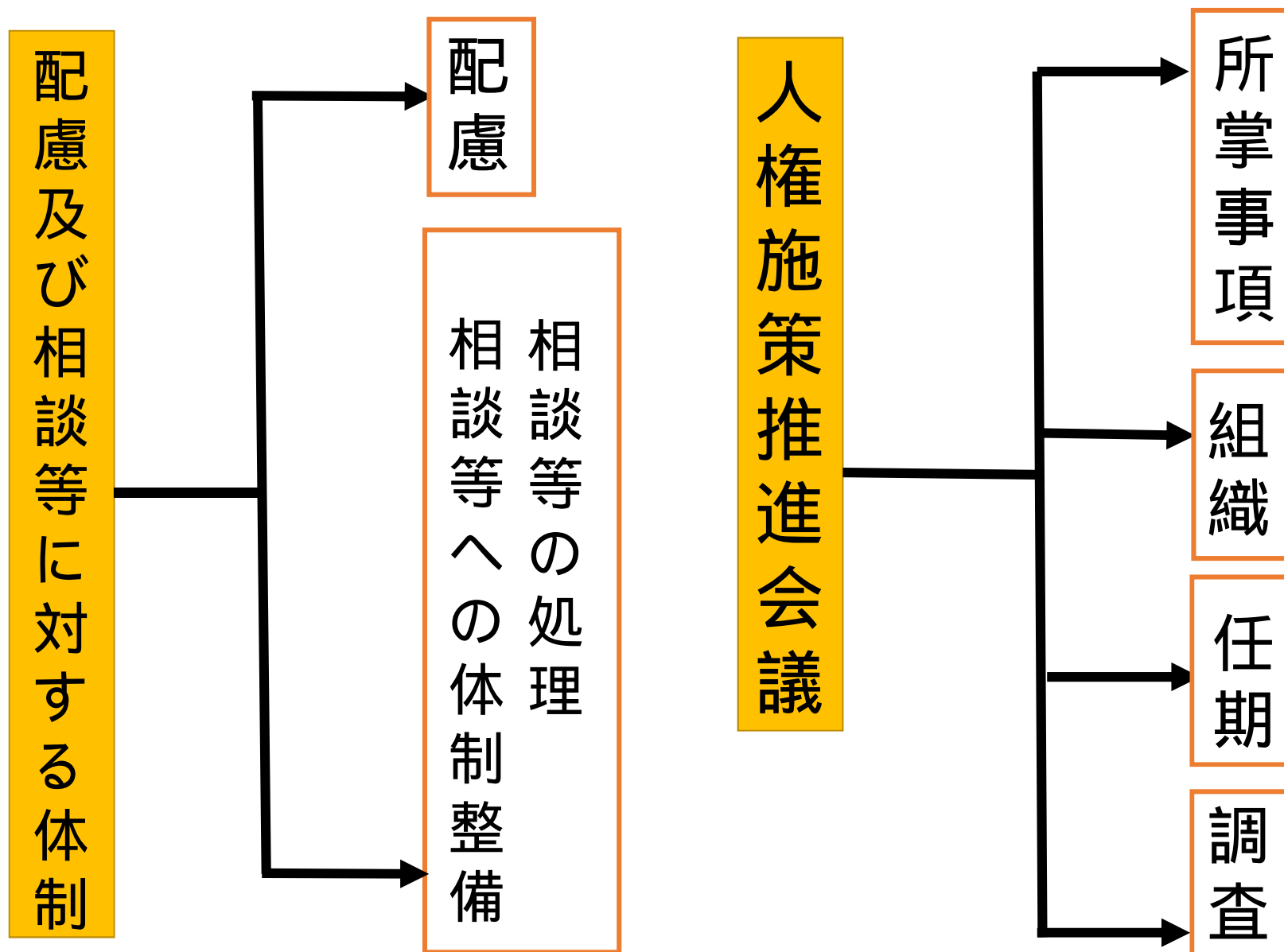


付 則



葛飾区人権基本条例の構成について

付 則



葛飾区人権基本条例の構成について

付 則

